

令和4年度

# 部活動育成会総会

1 開会

2 議事

(1) 令和3年度事業報告及び決算報告

(2) 監査報告

(3) 部活動育成会会則について

(4) 令和4年度 役員改選

(5) 令和4年度 事業計画及び予算案について

3 部活動規定について

4 閉会

期日 令和4年4月28日（木）

# 令和3年度 部活動育成会事業報告

月	育成会行事	中体連行事 他	部活動関係学校行事
4	育成会総会(中止)	城南大会(中止)	
5		各部中体連共催大会	入部式
6		都市中体連夏季陸上大会(19)	都市中体連選手推戴式
		都市中体連総体(26~27)	
7		都市中体連水泳(1) 県吹奏楽コンクール(26) 県通信陸上大会(17~18) 県中体連総体(16~18)(24~25)	県中体連・陸上・吹奏楽推戴式秋季陸上に向けて練習開始
8		九州中体連(九州各県) 全国中体連	
9		中体連秋季陸上競技大会(9)	総合優勝
10		県中体連陸上大会(26) 吹奏楽部定期演奏会(16) 各部中体連共催大会(新人大会) 都市中体連駅伝大会(12)	中体連駅伝推戴式
11		犬童球溪音楽祭(中止) 各部中体連共催大会(新人大会) 県中体連駅伝大会(11~12)	
12			
1			
2	育成会役員会		
3			

令和3年度 あさぎり中学校 部活動育成会 会計決算書

1 収入の部

単位:円

科目	本年度予算額	本年度決算額	増減額	説明
繰越金	476,237	476,237	0	
会費	1,272,000	1,158,000	△ 114000	3,000円×386名
雑収入	0	8	8	預金利息
合計	1,748,237	1,634,245	△ 113992	

2 支出の部

科目	本年度予算額	本年度決算額	増減額	説明
事務費	20,000	9,392	10,608	ポリ袋、用紙
会議費	30,000	0	30,000	
活動費	662,000	643,000	19,000	野球 41,500 サッカー 43,500 陸上 64,500 男子バレー 38,500 女子バレー 38,500 男子バスケット 40,500 女子バスケット 41,500 男子テニス 39,000 女子テニス 41,000 卓球 45,500 柔道 37,000 剣道 36,500 水泳 35,500 吹奏楽 50,000 美術 50,000
旅費	100,000	0	100,000	0
謝金	500,000	420,000	80,000	委嘱コーチ謝金 7名×20,000 指導者用具補助 28名×10,000
予備費	436,237	3,500	432,737	委託コーチ保険料 7名×500
会費	0	0	0	
合計	1,748,237	1,075,892	672,345	

3 残金

総収入1,634,245円－総支出1,075,892円＝残高558,353円

上記のとおり相違ありません。以上部活動育成会会計報告いたします。  
なお残金は次年度へ繰越します。

令和 4 年 5 月 30 日

あさぎり中学校 部活動育成会会長

福島伸也



監査の結果、領収書及び通帳ともに上記のとおり相違ないことを報告いたします。

令和 4 年 5 月 30 日

あさぎり中学校 監事

豊永 勝則



あさぎり中学校 監事

平山 駿



# あさぎり町立あさぎり中学校部活動育成会会則

## (名称及び事務所)

第1条 この会は、あさぎり町立あさぎり中学校部活動育成会（以下、「本会」という。）と称し、事務局をあさぎり町立あさぎり中学校（以下、「あさぎり中学校」という。）内に置く。

## (目的)

第2条 本会は、あさぎり中学校における部活動の振興に寄与し、積極的な活動支援を行うことを目的とする。

## (会員)

第3条 本会の会員は、あさぎり中学校の部活動に加入している生徒の保護者、教職員及び前条の目的に賛同する者をもって組織する。

## (事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 部活動の育成強化のための支援活動
- (2) その他目的達成のために必要な事業

## (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（2名）
- (3) 書記（2名）
- (4) 会計（2名）
- (5) 監事（2名）
- (6) 後援会長（各部より1名）
- (7) 各部顧問（各部より1名）

2 会長、副会長、監事は、あさぎり中学校のPTAの会長、副会長、監事がそれ兼務する。

3 書記、会計は保護者各1名と、あさぎり中学校の担当職員各1名とする。

## (役員の任務)

第6条 前条に規定する役員の任務は次による。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 書記は、本会の庶務業務を行う。
- (4) 会計は、本会の会計業務を行う。
- (5) 監事は、本会の事業及び収支を監査し、総会においてその結果を報告する。
- (6) 後援会長は、各部における事業及び会計を総理し、本会の円滑な会務運営に協力する。

## (役員の任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、欠員役員の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、次による。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) その他会長が必要と認めた会議

2 総会は、原則として年度始めの時期に開催し、会長が招集する。ただし、必要と認められる場合は、臨時に開催することができる。

3 役員会は、会長が必要に応じ招集し、その議長となる。

(総会の付議事項)

第9条 前条第1項第1号に規定する総会の付議事項は、次による。

(1) 事業報告及び収支決算

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 役員改選

(4) 会則の改廃及び財産の処分

(5) その他、会長が付議した事項

(役員会の付議事項)

第10条 第8条第1項第2号に規定する役員会の付議事項は、次による。

(1) 総会への付議事項

(2) 各部活動の運営に関し重要な事項

(3) その他、本会の運営に関し会長が必要と認めた事項

(会議の定足数)

第11条 総会の定足数は、あさぎり中学校PTA会則第11条第1項の規定に準ずる。

2 役員会の定足数は、あさぎり中学校PTA会則第12条第1項の規定に準ずる。

(会計)

第12条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会費は、年額3,000円とし、部員の入部時及び各年度始めに納入することとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任事項)

第14条 この会則に定めるものの他、本会の運営上必要な事項は会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この会則は、平成30年4月1日より施行する。

役 員	氏 名	生徒名	役 員	氏 名	生徒名
会 長					
副会長			会 計	田山 奈美子	
書 記			監 事		
	岩崎 久典				

※ 役員 7名

## 【後援会会長】※ 後援会会長 15名

部 名	会長名	生徒名	部 名	会長名	生徒名
野 球	中村 裕記	文	女子バレーボール	吉川 光貴	寧々
サッカー	坂田 豊太	柊斗	卓 球	荒井 敦則	一葉
陸 上	大坪 誠也	龍門	剣 道	椎葉 敏明	大夢
男ソフトテニス	大石 挙一	空翔	柔 道	岩川 亜紀	央樹
女ソフトテニス	櫻井 あゆ子	麻琴	水 泳	松岡 由香	遥
男バスケットボール	小山 英治	会	吹奏楽	福島 伸也	光優
女バスケットボール	尾方 保弘	美心	美 術		
男子バレー	興 政登	怜登			

## 【担当職員 名】

部 名	担 当	部 名	担 当
野 球	堀田 貴史 白濱 雄志	女子バレー	上渕 国基 尾方 萌利
サッカー	吉村 俊浩 新木 由美子	卓 球	鶴本 百合子 宮本 由実
陸 上	久間 章弘 福田 美穂 谷口 純子	剣 道	岩崎 久典 黒木 亜里沙
男ソフトテニス	中武 修 竹井 優衣	柔 道	山本 康平 恒松 三津子
女ソフトテニス	田上 順一 中村 朱里	水 泳	寄元 岳 松原 浩三
男バスケット	中村 泰介 福山 浩一	吹奏楽	長谷場 陽子 久川 裕美子
女バスケット	松木 憐琳 犬童 莉恵	美 術	山本 哲也 平江 怜奈
男子バレー	野々脇 悅二 中野 博		

## 【コーチ】未定

# 令和4年度 部活動育成会事業計画(案)

月	育成会行事	中体連行事 他	部活動関係学校行事
4	育成会総会(中止)	城南大会	
5		各部中体連共催大会	入部式
6		郡市中体連夏季陸上大会(19)	郡市中体連選手推戴式
		郡市中体連総体(26~27)	
7		郡市中体連水泳(1) 県吹奏楽コンクール(~) 県通信陸上大会(17~18) 県中体連総体(16~18)(24~25)	県中体連・陸上・吹奏楽推戴式 秋季陸上に向けて練習開始
8		九州中体連(九州各県) 全国中体連	
9		中体連秋季陸上競技大会(9)	秋季陸上推戴式
10		県中体連陸上大会(26) 各部中体連共催大会(新人大会) 郡市中体連駅伝大会(12)	中体連駅伝推戴式
11		犬童球溪音楽祭(10) 各部中体連共催大会(新人大会) 県中体連駅伝大会(11~12)	
12			
1			
2	育成会役員会		
3			

## 令和4年度 あさぎり中学校 部活動育成会 会計予算(案)

### 1 収入の部

単位:円

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	説明
繰越金	558,353	476,237	82,116	
会費	1,179,000	1,272,000	△ 93,000	3,000円×393名(85%加入で試算)
雑収入	0	0	0	預金利息
合計	1,737,353	1,748,237	△ 10,884	

### 2 支出の部

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	説明
事務費	20,000	20,000	0	インク・用紙代
会議費	30,000	30,000	0	
活動費	646,500	662,000	△ 15,500	年間各部活動費 各部基礎額 30,000円×15部 各部一人あたり 500円×393名 中体連運営費等
旅費	100,000	100,000	0	県大会・九州大会・コンクール派遣費補助
謝金	500,000	500,000	0	委嘱コーチ謝金 10名×20,000円 指導者用具補助 30名×10,000円
予備費	440,853	436,237	4,616	委嘱コーチ保険料等
合計	1,737,353	1,748,237	△ 10,884	

# 令和4年度 あさぎり中学校 部活動規定

## 1. 目的

この規定は、学校の教育方針に従って生徒の教育を第一としながら、部活動に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## 2. 目標

心身共に健全で逞しく、明るく豊かな人間性を育て、将来の日常生活に役立つ資質を養う。

## 3. 加入資格

この部活動に加入する者は、あさぎり町立あさぎり中学校に在籍する者とする。なお、全員加入を原則とする。

## 4. 加入手続

この部活動に加入する生徒は、保護者の承諾を得て、規定の申込書（入部届）に必要な事項を記入の上、提出し入部許可を受けるものとする。年度の途中でやむを得ず退部する場合は、顧問と保護者の承諾を得たうえで、規定の申込書（退部願）に必要な事項を記入し提出する。年度の途中で転部を希望する場合は、退部の手続きを行った後、新たな部への入部の手続きを行うものとする。

## 5. 部の設置について

部の設置にあたっては、指導者、施設、設備、生徒の希望をふまえ、教育的判断にもとづいて適切に編成する。今年度の部を次のように設置する。

[体育部] 野球部（男女）・男子バレーボール部・女子バレーボール部・サッカーチーム（男女）・陸上部（男女）  
水泳部（男女）男子バスケットボール部・女子バスケットボール部・男子ソフトテニス部・  
女子ソフトテニス部・卓球部（男女）・柔道部（男女）・剣道部（男女）

[文化部] 吹奏楽部（男女）・美術部（男女）

※特別設置について

部活動の設置はないが、球磨人吉中体連が主催する大会に本人及び保護者から出場の希望があった場合、本人が継続的に取り組んでおり、職員の引率が可能な場合など、校長の判断により参加を認める。対象とする競技は、体操、新体操、空手道、バドミントンとする。

## 6. 部の改廃について

部の改廃については、部員及び後援会等の意見を考慮しながら全職員で検討し、校長が決定する。

## 7. 指導者

- (1) 指導者は本校職員（部活動指導員を含む）を原則とする。
- (2) コーチについては、学校の教育方針を理解し、生徒の健全育成にあたり、ふさわしい人物を校長が委嘱する。委嘱コーチの任期は1年とする。

## 8. 活動期間及び時間

- (1) 勉学に支障がないように練習時刻及び時間を定め、定期テスト3日前より、練習を中止し、テスト最終日より練習を開始してよいものとする。但しテスト最終日より数えて5日以内に大会がある場合は1時間以内の練習ができる。
- (2) 指導者が年休や出張で不在の場合は、原則として練習を中止する。但し事前に安全に対する指導計画がなされ、他部の職員が監督に当たる場合はその限りではない。

- (3) 土曜・日曜・祝日の練習や試合は指導者がついている場合のみ認める。
- (4) 1週間の活動日は、5日以内とする。水曜日は部活動は中止とし、平日1日以上、週末（土曜日及び日曜日）1日以上の計2日以上を休養日とする。また、毎月第1日曜日は完全休養日とする。
- (5) 長期休業中の練習は、その意義を踏まえ、ある程度長期のまとまった休養日（オフシーズン）を設け、生徒に十分な休養を与える。
- (6) 平日の活動時間は、日没前に生徒が安全に帰宅できるよう下校時刻を次のように定め、長くとも2時間程度とする。

【完全下校時刻】

月	完全下校	月	完全下校
4～9月（1週）	18時45分	12月	17時15分
9月（第2～3週）	18時15分	1月	17時30分
9月（第4週）	18時00分	2月（第1～2週）	17時30分
10月	17時45分	2月（第3～4週）	17時45分
11月	17時30分	3月	18時15分

- (7) 土曜日、日曜日、祝日、長期休養日の活動時間は、午前または午後の半日を原則とし、長くとも3時間程度とする。
- (8) 下校指導については、完全下校時刻を各部活動担当者が責任を持って行うこととする。
- (9) 始業前の早朝練習（自主練習を含む）については、行わないものとする。
- (10) 延長練習については、校長が認めた場合（原則、中体連主催・共催の大会に向けた練習とする。）1時間程度行うことができる。但し、保護者の送迎が可能な場合とする。

## 9. 競技会・大会・練習試合への参加

- (1) 各部の競技大会への参加は、教育的配慮にたって各部の計画により参加できる。しかし、部員が中学生であることを踏まえて、勉学に支障がないよう配慮する。
- (2) 眉そり、眉抜き、髪染め、ピアスなど、中学生としてふさわしくない容姿・態度の者は競技会・大会へ参加できない。
- (3) 運動競技会の開催地域及び大会数については次のとおりとする。
  - ①生徒が参加する運動競技会の開催地域及び競技ごとの大会数は、県域内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度とする。
  - ②大会参加については、生徒の心身の発達の段階からみて、中学校体育連盟の共催大会及び競技団体等が主催するその他の大会を含め月2大会までとする。（中学校体育連盟が主催する大会を除く。）
- (4) 練習試合の移動範囲内については、原則として県域内とし、月3回以内とする。実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率者等について計画書を提出し、事前に校長の承認を得る。その際、半日での実施を原則とする。

## 10. 部員心得

- (1) 部活動への参加
  - ①保護者・委嘱コーチ・指導者に対し、感謝の気持ちを持って取り組むこと。
  - ②心身の鍛錬の場であることを自覚し、忍耐強く取り組むこと。
  - ③部員相互の協力と助け合い、励まし合いを大切にし、互いの信頼関係を深めること。
- (2) 事故防止対策
  - ①練習開始前に活動場所、用具の安全点検を十分にし、常に事故防止に留意すること。
  - ②準備運動を入念にやり、練習の順序をよく考え活動すること。
  - ③移動に自転車を利用する場合は、自転車通学規定を守り、事故防止に努めること。
  - ④万一事故が発生したときは、ただちに顧問もしくは最寄りの先生に連絡すること。

⑤気候変動等により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。特に、夏季においては、「熱中症予防運動指針」(公益財団法人日本スポーツ協会)や気象庁が発表する情報等に十分留意する。

(3)部室・用具等の管理

①部室の使用は活動時間のみとし、休み時間その他の使用を禁止する。特に部室での飲食は厳禁とする。

②部室や用具倉庫の整理整頓を行い、定期的に掃除を行うこと。

### 1 1. 活動中の事故

活動中の事故には、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金を充てる。

### 1 2. 規定の改廃

この規定の改廃は部長会で検討し、職員会議に於て決定する。

### 1 3. 附則

本規定は、平成30年9月27日付けで改正し、11月1日より施行する。

本規定は、令和4年4月5日付けで改正し、4月5日より施行する。

### ※都市中体連水泳大会、都市中体連秋季陸上、都市中体連駅伝大会についての申し合わせ

①水泳部、陸上部をそれぞれ中心とした学校代表選手を選出し、学校全体で取り組むものとする。

②代表選手は学校代表選手であるという自覚と責任を持って、活動に取り組むこととする。

③他の部活動に所属し、所属部の大会が近い場合には、顧問と相談して活動の仕方を決定する。